

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(財政課)

一 趣旨

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、土地使用権等の取得の裁定申請手数料等の額を定めるとともに、消費税法等の一部改正に伴い、飲食店営業許可申請手数料等の額を改定等するための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設等

(例) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく土地使用権等の取得の裁定申請手数料(損失の補償金の見積額が十万円以下の場合) 二万七千円

イ 消費税法等の一部改正に伴う手数料の改定

(例) 飲食店営業許可申請手数料(新規営業許可) 現行 一万六千円
改正後 一万六千円

ウ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

平成三十一年四月一日。ただし、二(一)アの一部及び二(二)の一部は同年六月一日、二(一)アの一部、二(一)ウ及び二(二)の一部は建築基準法の一部を改正する法律の施行の日、二(一)アの一部、二(一)イ及び二(二)の一部は同年十月一日